

平成28年 第8回八幡浜市農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成28年8月5日(金) 13時30分
2. 場 所 八幡浜庁舎 5階 全員協議会室
3. 出席委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	田口 圭一	1 1	河野 誠子	2 1	二宮 啓次
2	川本 肇	1 2	毛利 英二	2 2	二宮 政明
3	清家 徳雄	1 3	水本 寛	2 3	満田 求
4	岡 善男	1 4	正本 勝彦	2 4	魚崎 清則
5	欠席	1 5	袋瀬 司朗	2 5	武内 士郎
6	石崎 久次	1 6	渡邊 勇夫	2 6	土居 敬幸
7	平 秀雄	1 7	欠席	2 7	國安 克哉
8	森 博文	1 8	竹内 善一	2 8	二宮 敏行
9	土居 栄治	1 9	萩森 良房		
1 0	井上 憲次	2 0	萩森 敏久		

○出席職員

事務局長 菊池 誠一
 事務局次長 岡本 正洋
 事務局 濱本 和成、河野 幹

○欠席委員 5番樋田委員、17番大下委員

4. 議事日程

- 第1 会長挨拶
- 第2 議事録署名人選出
- 第3 議案審議

議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について

4件

議案第36号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

	2 件
議案第 37 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (所有権移転)	1 件
議案第 38 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (利用権貸借)	2 件
議案第 39 号 農業振興地域整備計画に係る変更申請に対する意見について	5 件
議案第 40 号 耕作放棄地の農地・非農地の判断について	
追加議案第 41 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について	1 件

第 4 協議事項

- ・平成 28 年度農業委員会視察研修について（報告）
- ・平成 28 年度市町農業委員等研修会について
- ・平成 28 年度農業者年金地区別加入推進会議について
- ・平成 28 年第 9 回農業委員会総会について

5. 会議の概要

事務局長 ただいまより、平成 28 年第 8 回八幡浜市農業委員会総会を開会致します。

 本日の欠席委員は 5 番樋田委員、17 番大下委員の以上 2 名です。

 それでは、井上会長より召集の挨拶をお願い致します。

(井上会長挨拶)

議 長 それでは議事に入る前に、議事録署名人の選出を行いたいと思えます。こちらで指名してよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは議事録署名人に 27 番國安委員、28 番二宮委員、よろしくお願ひ致します。それでは付議案件に入ります。議案第 35 号農地法第 3 条の規定による許可申請について上程致します。14 番から 15 番、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは議案第 35 号について説明します。

 14 番、農地の所在 ○○○○、地目 現況 樹園地、面積 352 m²、他 3 筆、計 2,391 m²、3 条使用貸借でございます。貸付人 ○○○○、借

受人 ○○○○、申請事由につきましては、借受人が新規就農のため父より農地を借り受け、農業経営を行いたいということでございます。借受人の経営面積 210.1a です。本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各項の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、また貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

15 番、農地の所在 ○○○○、地目 現況 樹園地、面積 69 m²、他 1 筆、計 130 m²、3 条無償移転でございます。譲渡人 ○○○○、譲受人 ○○○○、申請事由につきましては、譲渡人は園地の管理ができないため、贈与し、譲受人は隣接農地を譲り受け、耕作管理に努めたいということでございます。譲受人の経営面積 95.1a です。本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各項の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、また貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 番 14 番の○○○○さんですが、30 代で昨年就農しました。お父さんより農地を借りて、自分で経営したいということです。15 番の○○○○さんですが、体調を悪くして、家族や親戚にも相談したところ、耕作できないということで、○○○○さんに渡したいということで話がまとまっています。よろしくお願ひします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。続きまして 16 番、事務局の説明を求めます。

事 務 局 16 番、農地の所在 ○○○○、地目 現況 樹園地、面積 525 m²、他 31 筆、計 31,749 m²、3 条無償移転でございます。譲渡人 ○○○○、譲受人 ○○○○、申請事由につきましては、譲渡人は市外在住で園地の管理ができないため贈与により所有権移転を行いたいということでございます。譲受人の経営面積 243.3a です。本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各項の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、また貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 6 番 この譲受人の○○○○さんのご主人は、○○○○の○○○○等をされたりしており、聡明で勤勉なご家庭です。譲り受ける面積が非常に広い訳ですが、立派に耕作すると思われます。ご審議の方よろしくお願ひします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。続きまして 17 番、事務局の説明を求めます。

事 務 局 17 番、農地の所在 ○○○○、地目 現況 樹園地、面積 41 m²、他 4 筆、計 700 m²、3 条無償移転でございます。譲渡人 ○○○○、譲受人 ○○○○、申請事由につきましては、譲渡人は自己所有地を管理

するため後継者に贈与したいということでございます。譲受人の経営面積 58.2a です。本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各項の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、また貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

19 番 譲渡人の〇〇〇〇さんは現在 98 歳になっておられます。譲受人の〇〇〇〇さん、この方は〇〇〇〇さんの孫で、〇〇〇〇の〇〇〇〇出身でございます。非常に熱心に柑橘栽培を行っておりまして、特に昨年は〇〇〇〇の祭りで見事な甘平を出品されて、優秀賞に輝いておりました。熱心に耕作されておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。続きまして議案第 36 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について上程致します。8 番、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第 36 号を説明致します。

8 番、農地の所在 〇〇〇〇、地目 現況 樹園地、面積 154 m²、所有権移転であります。譲渡人 〇〇〇〇、譲受人 〇〇〇〇、転用目的 来客用駐車場、転用理由 これまで事業所になかった来客用の駐車場を確保するため、土地を譲り受け、駐車場を整備したいとのことあります。なおこの土地は都市計画用途地域の準工業地域にあります。このことから農地区分は第 3 種農地となり、その判断理由は改正通知第 2

の1の(1)のエの(ア)のbの(c)で、都市計画法に規定する地域内農地であるためです。よって本案件は原則許可となります。位置図等の資料につきましては、参考資料の1ページから4ページまでに掲載しています。お目通しをお願い致します。以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

23番 説明致します。この〇〇〇〇さんですけれども、高齢で現在84歳、なかなかミカンの耕作ができない状態です。申請地は〇〇〇〇の近くにあります。特に2、3年前まではミカンを耕作していたのですが、もう耕作することが難しいということでした。今回、譲り渡して駐車場にするということで話がまとまっております。申請地ですけれども、国道に面しております、周囲には農地がありませんので、問題ないと思います。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。続きまして9番、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは9番を説明致します。

9番、農地の所在 〇〇〇〇、地目 現況 樹園地、及び〇〇〇〇、地目 現況 樹園地、合計面積 487 m²、所有権移転であります。譲渡人 〇〇〇〇、譲受人 〇〇〇〇、転用目的 資材置場及び従業員用駐車場、転用理由 事業拡大に伴う資材置場及び従業員用の駐車場を確保するため、土地を譲り受け、当該設備を整備したいとのこととあります。なおこの土地は農用地区域外にあります。このことから農地区分は第2種農地となり、その判断理由は改正通知第2の1の(1)のカの(ア)で、他のいずれの農地にも該当しないためです。よって本案件は許可要件を満たしています。位置図等の資料につきましては、参考資料の

5 ページから 10 ページまでに掲載しています。お目通しをお願い致します。以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

24 番 譲渡人の〇〇〇〇さんにつきましては、年齢は 68 歳で、2 年程前にお父さんが亡くなって相続した土地でございます。従いまして、〇〇〇〇に住んでおりますし、年に数回しか来ることができません。今回、譲受人の〇〇〇〇の周辺に〇〇〇〇さんの斜辺の農地があったため、売買の話が成立したものです。ただいま事務局より説明がありましたとおり、農用地区域外で中山間にも加入しておりませんし、南予用水の受益地でもありませんので、問題ないと思います。審議の程よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。続きまして議案第 37 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転を上程致します。34 番、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第 37 号 34 番について説明致します。

34 番、農地の所在 〇〇〇〇、地目 現況 樹園地、面積 4,483 m²、所有権を移転する者 〇〇〇〇、所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇、経営面積 212.5a、売買価格 〇〇〇〇円です。以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

8 番 所有権を移転する〇〇〇〇さんは現在 63 歳で、所有権の移転を受ける〇〇〇〇さんは 62 歳です。〇〇〇〇さんの園地は荒廃し始めておりまして、見兼ねた〇〇〇〇さんが購入することになりました。よ

ろしくお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。続きまして議案第 38 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権貸借を上程致します。142 番から 143 番、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは議案第 38 号 142 番から 143 番までを一括して説明致します。

142 番、農地の所在 ○○○○、地目 現況 樹園地、面積 1,703 m²、他 2 筆、計 5,294 m²、新規の賃貸借です。利用権を設定する者 ○○○○、利用権の設定を受ける者 ○○○○、経営面積 157.3a、期間 4 年 6 ヶ月、賃借料 ○○○○です。

143 番、農地の所在 ○○○○、地目 現況 樹園地、面積 1,038 m²、新規の使用貸借です。利用権を設定する者 ○○○○、利用権の設定を受ける者 ○○○○、経営面積 53.7a、期間 4 年 6 ヶ月です。以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 6 番 まず 142 番についてですが、○○○○さんは高齢で後継者もおられず、経営が難しいということです。○○○○さん、もうすぐ還暦を迎えられる方で、一度はお勤めになられて離農されておられたのですが、再び就農したいということで、今がんばっておられます。○○○○さんの経営面積自体は少ないので、十分耕作できるのではないかと思います。続きまして 143 番ですが、○○○○さんにつきましてもご高齢で、体の調子が悪く、農業ができないような状態になっております。借受人の○○○○くん、この方は新規就農者の方です。春に 5 反程借りられたのですが、今回さらにこの面積を追加するということです。

非常に地元から支えてもらっておりまして、農家らしい生活をされております。率直に申し上げますと、5反程ではもったいない、もっと経営できる能力を持っていると思われまます。今後も借りられる農地ができた場合は、彼に少しでも耕作してもらおうという地元の意向もありますので、どうかよろしくお願い致します。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 　　(意見、質問等なし)

議 長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 　　(異議なく承認)

議 長 　　それでは承認することと致します。続きまして議案第 39 号農業振興地域整備計画に係る変更申請に対する意見について上程致します。3番、事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　それでは議案第 39 号について説明します。本件につきましては農用地区域からの除外申請でございます。本総会において審議し、農業振興地域整備計画達成上支障のないものと認められれば、八幡浜市で公告を行い、30日間の縦覧期間、15日間の異議申し立ての期間を経て、除外することになります。

3番、申請者 ○○○○、土地の所在地 ○○○○、地目 畑、面積 226㎡、申請理由は住宅となっております。なお位置図等の資料につきましては、参考資料の 11 ページから 12 ページまでをご参照いただきますよう、よろしくお願い致します。以上です。

議 長 　　地元委員の説明を求めます。

8 番 　　○○○○さんですが、息子夫婦が子ども 3 人を連れて、自宅の隣の畑に家を建てるということで、私も見に行きましたが、別に問題ないと思います。よろしくお願い致します。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。続きまして4番、事務局の説明を求めます。

事務局 4番、申請者〇〇〇〇、土地の所在地〇〇〇〇、地目畑、面積1,602㎡、申請理由は工場、食肉加工施設ということでございます。なお位置図等の資料につきましては、参考資料の13ページから14ページまでをご参照いただきますよう、よろしくお願い致します。以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

11番 〇〇〇〇は、〇〇〇〇の〇〇〇〇を抜けた先にあります。平成3年8月から青果物、農産物の卸売業、最近では野菜をカットして販売する事業をされておりまして、年々業績も上がり、新たに肉の加工事業に取り組むことになりました。そのため、工場の増設が必要となりましたけれども、工場周囲の土地で、当該地以外については利用することができないので、やむを得ず今回当該地を利用したいというご希望がありました。当該地以外に代替地も周囲にありませんし、工場に隣接した土地でもあり、周辺の農地に及ぼす農業上の支障はないものと思われまますので、ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。続きまして 5 番、事務局の説明を求めます。

事 務 局 5 番、申請者 ○○○○、土地の所在地 ○○○○、地目 畑、面積 446 m²、申請理由は住宅となっております。なお位置図等の資料につきましては、参考資料の 15 ページから 16 ページまでをご参照いただきますよう、よろしくお願い致します。以上です。

議 長 この件につきましては、私の方から説明させていただきます。場所については、○○○○のお寺の下の方に位置します。申請人が結婚して家を建てたいということで、実家の土地を色々検討しましたが、適当な場所がありませんでしたので、申請地に建てたいということで持ち主との話がまとまっておるようです。既存の住宅にも隣接しておりますので、問題はないのではないかと思います。よろしくお願い致します。

 ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。続きまして 6 番、事務局の説明を求めます。

事 務 局 6 番以降につきましては先程とは違いまして、申請に係る土地の用途区分の変更でございます。

 6 番、申請者 ○○○○、土地の所在地 八○○○○、地目 畑、面積 1,232 m²のうち 141 m²、申請理由は農業用倉庫となっております。なお位置図等の資料につきましては、参考資料の 17 ページから 18 ページまでをご参照いただきますよう、よろしくお願い致します。以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

4 番 先般○○○○さんの方から電話連絡をいただきました。自分の農地

の中に倉庫を建てて、より効率的に収穫、また選果作業をしたいとのことでしたので、よろしくお願い致します。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。続きまして7番、事務局の説明を求めます。

事 務 局 7番、申請者 ○○○○、土地の所在地 ○○○○、地目 畑、面積 869㎡のうち199㎡、申請理由は農業用倉庫となっております。なお位置図等の資料につきましては、参考資料の19ページから20ページまでをご参照いただきますよう、よろしくお願い致します。以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

15番 ○○○○さんをご存じの方もおられると思いますが、○○○○を務めまして、○○○○をされております。現在自宅の裏に倉庫がある訳ですが、経営面積も広く、手狭になっておりまして、この申請地に倉庫を建てたいということでございます。よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。続きまして議案第40号耕作放

棄地の農地・非農地の判断について上程致します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案第 40 号を説明致します。事前に配布しております議案書と、本日お手元の方に非農地通知書等の様式を配布しておりますので、ご確認いただきたいと思っております。

まず農地・非農地の判断に至った経緯について説明致します。市町村の農業委員会は、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領に基づき、毎年荒廃農地の調査を行っていますが、再生が困難な農地等、当該農地が農地法に定める農地に該当するか否かの判断が必要になった場合は、判断基準に関する局長通知に基づき、農業委員会が市町村の依頼を受けて農地・非農地の判断を行い、その結果を対象所有者及び関係機関に通知することになります。

当市では平成 27 年 4 月 7 日付けにて農林課から判断依頼があり、同年 10 月 9 日から平成 28 年 1 月 12 日にかけて意向調査を、また本年 4 月 7 日から 5 月 19 日にかけて現地確認調査を行い、対象地 1,048 筆、1,343,797 m²の判断結果が別紙対象地リストのとおりとなりましたので、ご審議を求めるものであります。なお本総会において非農地と判断された土地については、農地台帳から除外し、所有者に非農地通知書を送付します。また農地及び判断未了とした所有者にも、その旨を通知します。さらに非農地通知一覧表を愛媛県南予地方局、松山地方法務局大洲支局、市農林課、税務課に送付します。今回議案として提出した判断対象地リストについては、委員の皆様には事前確認をいただいた内容から変更はございません。件数と面積については、農地判断が 95 筆、94,120 m²、非農地判断が 740 筆、890,690 m²、判断未了が 213 筆、358,987 m²であります。以上でございます。

議長 ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。続きまして追加議案第 41 号農

地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について上程致します。4番、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは追加議案第41号を説明致します。

4番、農地の所在〇〇〇〇、地目現況宅地、面積440㎡、申請人〇〇〇〇、転用目的貸駐車場、転用理由高齢により農地の維持が難しいため、申請地を貸駐車場として整備したいとのことであります。なおこの土地は都市計画用途地域の準工業地域にあります。このことから農地区分は第3種農地となり、その判断理由は改正通知第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)で、都市計画法に規定する地域内農地であるためです。よって本案件は原則許可となります。ただこの土地につきましては違反転用となっております、農地部会において審議しています。位置図等の資料につきましては、追加参考資料に掲載しています。お目通しをお願い致します。以上です。

議長

農地部会長の説明を求めます。

22番

先月地元委員、私と副部会長2人、会長と現地を確認して参りました。地目は畑ということですが、何十年も駐車場として使われていたということ。認識がなかったということで、始末書も書いていただいております。現況を農地に戻すのは不可能で、反省もしているということなので、農地部会としては許可して総会に上程しようかという結果になりましたので、ご報告致します。

議長

地元委員の説明を求めます。

23番

場所ですけれども、〇〇〇〇さんの自宅から国道を挟んで反対側にあります。面積は440㎡です。〇〇〇〇さんですけれども、先程の説明にありましたとおり、84歳と非常に高齢で、もうミカン作りはできないということでございます。この土地は、昭和55年に埋め立てを行われておりまして、〇〇〇〇さんのお兄さんが埋め立てをされたみたいです。お兄さんが亡くなられて平成14年に相続して、今回に至っております。特に周りに農地はありませんし、現地を確認したところ、排水溝も作られておりまして特に問題ないと思われまして。違反転用ということですが、致し方ないところもあると思いますので、ご審議の方よろしくお願い致します。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

22番 1点だけ補足説明があります。この土地の他にもう1箇所、〇〇〇〇の裏に〇〇〇〇さんが所有している土地があります。そこはコンクリート等で埋め立てはしていないのですが、高齢でもあるし、耕作はできないと思うので、もし今後転用することになれば、その時はきちんと手続きしてくださいと説明しております。以上です。

議長 他にはご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。続きまして協議事項に移りたいと思います。

(協議事項について説明及び審議)

議長 それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6. 閉会 14時30分